防火管理計画書

年　月　日

１　目的

　　この計画は、液化石油ガス販売事業者である○○株式会社が、○○区○○条○○丁目○番○号の○○○○（建物名）に設置する液化石油ガス貯蔵施設（又は特定供給設備）における液化石油ガスの貯蔵及び取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

２　防火管理組織の編成

　⑴　災害予防の徹底を期するため、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を遂行する防火管理組織を編成し、本計画書で定める３から５までの事項を行わせるものとする。

　⑵　防火管理組織は、防火管理業務を統括する管理者及び各責任者を選任して編成するものとし、管理者及び各責任者は防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者とする。

　⑶　防火管理組織は下表のとおり編成する。

防火管理組織編成表

管理者

○○株式会社

代表　○○　〇〇

消防設備等責任者

○○株式会社

●●　●●

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

消火設備等の点検整備及び配置等、維持管理に関すること。

一般火気責任者

○○株式会社

△△　△△

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

火気等の使用、管理及び取締並びに火気設備等の維持管理に関すること。

施設関連責任者

○○株式会社

××　××

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

液化石油ガス貯蔵施設等、容器置場及び電気施設等、火災を発生するおそれのある施設等の安全措置及び管理に関すること。

３　液化石油ガスの取扱い並びに各設備又は器具の適正管理及び機能保持のための点検整備に関する事項

　⑴　施設関連責任者は、貯蔵施設等を定期的に点検し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で定める技術上の基準に適合するよう維持管理する。

　⑵　施設関連責任者又は消防設備等責任者は、貯蔵施設等の消火設備について、毎月１回以上点検する。

　⑶　液化石油ガスに関係する設備及び器具は、適切に使用するとともに、定期的に点検整備を行い、その機能を保持するよう努める。

４　喫煙の制限並びに火気等の使用及び適正管理等に関する事項

1. 一般火気責任者は、建物内外における喫煙、火気設備を含む火気等の使用について制限を行い、その具体的な場所等を指定する。

⑵　指定場所以外において、臨時に火気~~等~~を使用しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

　⑶　一般火気責任者は、火気設備等を定期的に点検し、その機能が適正であるよう維持管理に努める。

　⑷　喫煙禁止を指定した場所では、禁煙を遵守する。

　⑸　液化石油ガス貯蔵施設等の周囲では、火気を使用しない。

　⑹　上記⑴から⑸のほか、火気を取扱う際は、札幌市火災予防条例に定めることを遵守し、一般火気責任者の指示に従う。

５　保安教育に関する事項

　　管理者は、災害予防及び災害時の被害軽減ため、液化石油ガスの取扱いに従事する者及び液化石油ガス設備等の保守を行う者に対し、定期的に保安教育を行う。

６　災害発生時の対応に関する事項

1. 火災その他の災害が発生した場合において、その被害軽減のため、自らの安全が確保できる範囲において通報、連絡、初期消火、避難、消防隊の誘導及び障害物の除去等を行う。

　⑵　前項に掲げる事項は、下表のとおり任務を分担して行う。

災害発生時の任務分担表

管理者

○○株式会社

代表　○○　〇〇

【担当事項】

　各担当者の活動を指揮し、災害等に関する情報をとりまとめ、消防機関等へ提供するなど、関係機関との連携に関すること。

初期消火・障害物除去担当

○○株式会社

××　××

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

消火設備等を用いた初期消火活動及び活動障害等の除去に関すること。

避難担当

○○株式会社

●●　●●

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

避難誘導、避難者の人数及び人定の把握並びに負傷者の把握に関すること。

通報・連絡・誘導担当

○○株式会社

△△　△△

及び　建物側防火管理者

【担当事項】

１１９番通報、施設関係者への連絡及び消防隊の誘導に関すること。